

入札参加者用

宮城県建設関連業務総合評価落札方式
(技術提案チャレンジ型) の手引き
— 追 補 版 —

(試 行)

令和 6 年 4 月 1 日

宮 城 県

第1章 建設関連業務総合評価方式の概要

◎本追補版は、技術提案チャレンジ型について内容を取りまとめたものであり、本追補版に記載のない事項については「宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き」を参照すること。なお、技術提案チャレンジ型の取り扱いについては簡易型（実施方針型）を準用するとともに、技術提案チャレンジ型の総合評価技術資料は「様式ーチャ1」を使用するものとする。

1-1 総合評価方式の選択

技術提案チャレンジ型については価格以外の評価において、実績を求める評価項目を無くし、施工計画等の評価割合を高くすることで、新規参入企業や受注実績の少ない企業の受注機会拡大を図ることを目的としたものである。なお、技術提案チャレンジ型については前年度において、発注業種（部門）・等級における本県の受注実績（契約）がないことを入札参加条件とする。ただし、100万円未満及び随意契約によるもの、発注等級（混合入札の場合は各々の等級）よりも下位の実績を除く。

1-2 適用の意義

総合評価落札方式の適用により、より必要な技術的能力を有する者が履行することとなり、業務の品質の確保や向上が図られ、成果の品質の向上・新技術の導入・効率的な業務の履行・設計ミスの未然防止等による総合的なコストの縮減、環境対策、労働福祉対策が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、適切な公共調達の実行環境が整備されることも期待される。

1-3 宮城県における入札契約方式における技術力評価のしくみ

1. 当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務であるか否か。

期待できない

2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務であるか否か。

期待できる

3. 当該業務の実施方針以外に、課題に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務であるか否か。

期待できない

期待できる

期待できない

期待できる

価格競争

4. 実施方針を求めることによって、品質向上を期待できる業務であるか否か。

期待できない

期待できる

標準型

プロポーザル

簡易型（実績重視型）

簡易型（実施方針型）
技術提案チャレンジ型

総合評価落札方式

価格評価点

価格以外の評価点

◆企業及び技術者の実績を評価
○企業評価（資格実績等、業務の品質、社会的責任）
○技術者評価（資格実績等、専任性）

簡易型・標準型
企業評価 24点
技術者評価 28点

技術提案チャレンジ型
企業評価 25点
技術者評価 12点

◆業務の理解度や実施手順等を評価
○実施方針（業務理解度、実施手順、業務提案）

簡易型・標準型
実施方針 25点

技術提案チャレンジ型
実施方針 25点

◆技術提案を評価
○各課題等について評価（整合性、的確性、実現性、独創性）

技術提案	50点
------	-----

◆価格評価点
○各業務に応じて満点の入札率が変動

価格評価	50点
------	-----

◆総合評価点の算出
◆裏付け資料の確認（落札候補者のみ）
・入札時提出データの記入内容が適正であると判断できる資料の審査確認（業者及び配置管理技術者の同種業務の経験、業務成績、技術提案など）
・必要に応じて、配置管理技術者のヒアリング

標準型	177点
簡易型（実施方針型）	127点
簡易型（実績重視型）	102点
技術提案チャレンジ型	127点

業務完了後の履行確認（業務成績評定）

1-4 総合評価方式適用の区分

(1) 総合評価落札方式の適用区分について

総合評価落札方式の適用にあたり、各方式を選定する際の基本的な考え方は下記のとおりとする。

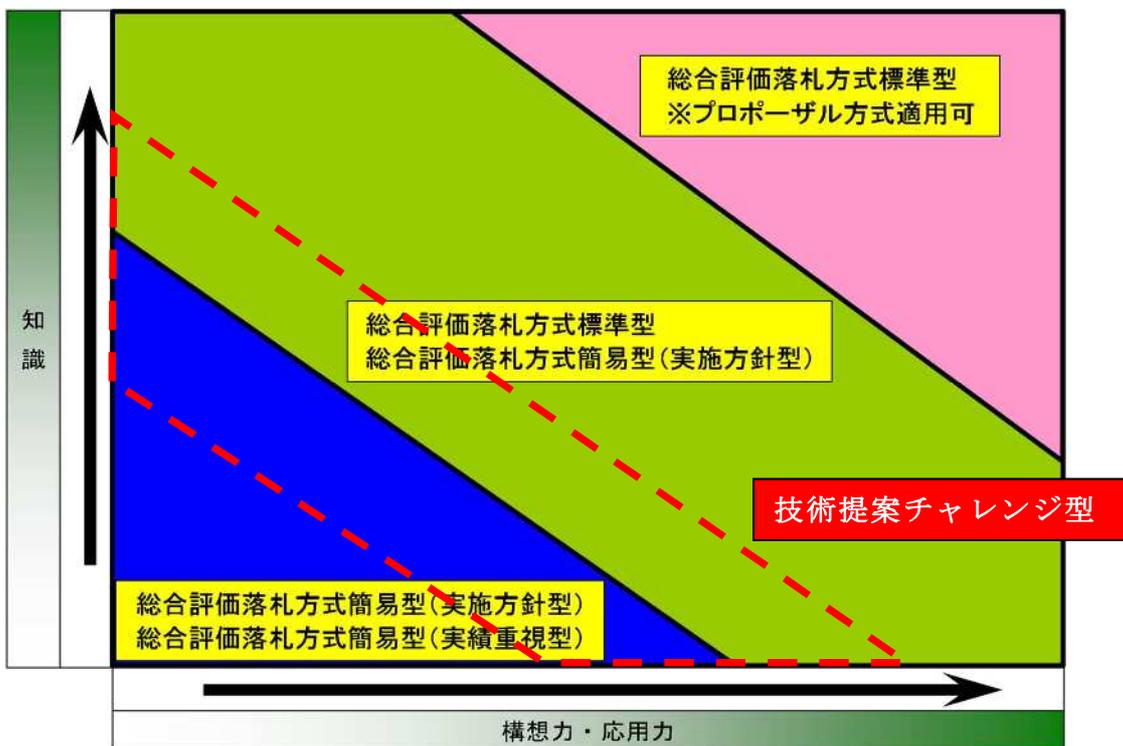
●技術提案チャレンジ型

総合評価落札方式を選定した場合において、新規参入企業や受注実績の少ない企業の受注機会拡大を図ることを目的とし、かつ当該業務の実施方針を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

(2) 標準的な業務内容に応じた発注方式事例について

標準的な業務内容を「知識」と「構想力・応用力」に応じて各事業毎に分類した発注方式の選定例を示す。実際の適用にあたっては、業務内容及び求める品質により執行者が判断する。

【凡例】



第3章 総合評価落札方式における審査評価

3-1 総合評価算定基準

1 総合評価点の算定方法

(1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

- ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないもの。
- イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という）を提出したもの。
- ウ 入札価格が予定価格の範囲内の価格もの。
- エ 入札価格が調査基準価格を下回る場合、履行能力確認調査における数値的判断基準で失格とならないもの。

(2) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点

技術提案チャレンジ型 50.00点

イ 価格以外の評価点

技術提案チャレンジ型 77.00点

ウ 総合評価点

技術提案チャレンジ型 127.00点

※評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。

価格以外の評価項目一覧

【技術提案チャレンジ型】

評価の視点		評価項目	配点	倍率	評価点	
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	10	0.2	2
	社会的責任	地域貢献	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績	10	0.5	5
		環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	10	0.2	2
		労働福祉	障害者雇用状況	10	0.5	5
		働き方改革	「女性のチカラを活かす企業」認証の取得	10	0.5	5
	地理的条件	当該業務箇所の管内に本社・本店が10年以上所在		10	0.6	6
	業務実施体制	再委託状況		-30~0	0.2	-6~0
	事故及び不誠実な行為	過去1年以内の指名停止または文書警告		-30~0	0.2	-6~0
	小計			60		25
技術者評	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	20	0.2	4
			技術者の継続的学習状況	20		4
	専任性	手持ち業務数		20		4
	小計			60		12
実施方針	業務理解度	業務の目的 設計条件	業務の目的と設計条件の理解度	40	0.25	10
	実施手順	業務実施手順	業務実施手順の妥当性等	20	0.5	10
	業務提案	業務の手法	照査における具体の手法・工夫等	20	0.5	10
		その他	有益な代替案や重要事項の指摘等	20	0.5	10
小計			100		40	
合計			220		77	

(備考)

1. 価格以外の評価点 = 配点(得点) × 倍率とする。
2. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告調書(実施方針を除く)により評価する。
3. 落札候補者(総合評点の最高得点者)が決定した段階で、落札候補者のみから確認資料の提出を求める。
4. 虚偽の申告による入札は無効とする。

3-2 総合評価技術資料作成要領

1 入札参加時

入札参加者は「宮城県建設工事等総合評価支援システム」（以下「システム」とする。）により提出資料を作成し提出するものとする。

システムの操作方法は、「宮城県建設工事等総合評価支援システム操作マニュアル」によるものとする。提出資料は、『総合評価技術資料』と『参考資料-1』からなっている。

システムによる入力項目は、以下の通りとする。

[総合評価技術資料及び参考資料]

システム入力画面名称	発注者が出力する様式番号	入札参加者が画面より入力する項目
		技術提案チャレンジ型
基本事項	—	○
価格以外の評価項目及び評価基準	様式-チャ1	○
実施方針	実施方針	○
	実施方針（別紙）	○
	工程表	○
技術提案	様式-チャ3 a	—
資格・実績／社会的責任 ／地域貢献の状況	参考資料-1	○

『参考資料-1』とは、入札参加時において、入札参加者が技術資料を作成する際の取りまとめる資料として活用する。技術資料（様式）に入力された内容と参考資料-1でくいちがいがあがる場合は技術資料（様式）を優先する。総合評価技術資料は、当該業務の管理技術者が自らの責任において作成することが必要である。提出資料は、『総合評価技術資料登録』画面から各登録画面へ画面遷移するので入力し登録する。

2 落札候補者となった時

落札候補者となった者は以下の書類を提出すること。

イ 企業評価関連

- ・ IS09001 及び 14001, みちのく EMS 認証取得に係る登録証及び付属書の写し（入札参加登録時と変更があった場合）
- ・ 障害者雇用状況報告書（報告義務企業において、入札参加登録時と変更があった場合）
- ・ 「女性のチカラを活かす企業」の認証書の写し（入札参加登録時と変更があった場合）
- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）の写し
- ・ ボランティア活動の実績として、公的機関からの感謝状、証明書、報告書や第三者の評価（新聞の切り抜き）等、企業として参加を証明する資料

ロ 配置技術者評価関連

- ・ 登録証等（写し）
- ・ 各団体の発行する継続教育（CPD）の証明書（写し）

ハ その他

- ・発注者が指示する書類

3 記載内容に関する留意事項

基本事項

入札参加承認番号，会社名，記入者名（配置する管理技術者），管理補助技術者を配置する場合は補助対象者の氏名・年齢・性別を入力する。ここで入力された項目は各様式で使用されるので正確に記載すること。

価格以外の評価項目及び評価基準（様式一チャ1）

評価の視点の企業評価（資格・実績等，業務の品質，社会的責任及び業務実施体制）は，評価項目に対する評価基準値を1つ選択する。

技術者評価（資格・実績等及び専任制）は，各評価項目に対する評価基準値を1つ選択する。

実施方針（様式一チャ2）

課題（1～4）への具体的な内容の入力については「価格以外の評価項目における評価基準」に基づき記載すること。

記載にあたっては，文章での表現とし，図や写真を添付せず，様式一チャ2内で完結させること。内容が多岐にわたり様式内で記載することができない場合は様式一チャ2aに記載して添付できることとするが，所定の文字数で表現することも技術力の一つであるので，様式一チャ2で完結させることが望ましい。

業務工程表（様式一チャ2b，様式一チャ2c）

①発注時の履行期間内で，本業務の概略の工程（初回打合から納品まで）を記載する。

なお，入札公告に履行期限の変更予定が記載されている場合は，その期間内とする。

②工程表は，バーチャートとし，工程表画面から入力を行う。

③様式一チャ2cには，工程表のクリティカルや業務実施手順の考え方などについて簡潔な説明を記載する。

技術提案（様式一チャ3a）

発注者から設定された課題について記載する。与えられた課題すべてにおいて不適切評価の場合，又は1つでも記載が無い場合は失格となるので注意すること。

記載にあたっては，文字入力のみとし，図や写真を添付せず，様式内で完結させること。

※実施方針及び技術提案は文章表現のみとする。何らかの方法で図や写真を用いた資料を添付しても評価の対象としない。

「参考資料－1」

資格・実績／社会的責任／地域貢献の状況

当評価項目の要件等は本手引き「第3章総合評価落札方式（標準型・簡易型）における審査評価－価格以外の評価項目における評価基準」による。

3-3 評価項目の錯誤及び虚偽の判断基準の例

	評価項目	錯誤			虚偽
		点数変更なし	最低点再評価	企業実績どおりの評価	無効
企業評価	業務の品質	ISO9001認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合	
	社会的責任	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合	説明できない架空の申告をした場合
		障害者雇用状況	雇用状況より少ない申告	雇用状況より多い申告で転記ミス等説明できる場合	
		「女性のチカラを活かす企業」の認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合	
	地理的条件	地理的条件	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合	
技術者評価	資格実績等	技術者資格等、技術者の継続的学習状況	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合、評価対象外の資格	
	専任性	手持ち業務数	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合	
実施方針	業務理解度	業務の目的・設計条件	発注者が設定した評価課題のうち1項目でも全く記載が無い又は全て不適切の場合（業務に対する提案の「その他」は未記入でも可）は無効とする。		
	実施手順	業務工程表	ヒアリングについては開札後、ヒアリングの指定日時に配置技術者が出席出来ない場合無効とする。		
	業務に対する提案	業務の手法	※不適切評価とは、無意味な文字、文章や、業務とは無関係な文書を記載したものである。		
その他					
減点項目	業務実施体制	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合		
	事故及び不誠実な行為	過去1年以前の不誠実な行為の申告	認識違い、転記ミス等説明ができる場合	公告日翌日以降発注者の決定までに該当行為があった場合は、発注者が減点措置を講じる。	故意に入札公告日以前の該当行為が申告しない場合

配布ファイルを意図的に改変したり、総合評価支援システムの誤動作等を悪用して評価に反映させた場合は無効としたうえで、県工事請負業者等審査会において審議の上処分を決定するものとする。

3－4 価格以外の評価項目における評価基準

技術提案チャレンジ型の評価項目については、宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きを参照すること

価格以外の評価項目及び評価基準

業務番号	
業務名	
会社名	
技術者名	

評価の視点	評価項目	評価基準値	評価					
			満点	得点	倍率	評点		
企業評価	業務の品質	品質管理 (ISO9001認証の取得)	0	認証未取得	2	0	0.2	0
	社会的責任	地域貢献 (過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績)	0	実績無し	5	0	0.5	0
		環境対策 (ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得)	0	認証未取得	2	0	0.2	0
		労働福祉 (障害者雇用状況)	0	法定雇用義務未達成または、障害者雇用無し	5	0	0.5	0
		働き方改革 (「女性のチカラを活かす企業」認証の取得)	0	認証未取得	5	0	0.5	0
	地理的条件	当該業務箇所の管内に本社・本店が10年以上所在	0	業務箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年未満所在または所在なし	6	0	0.6	0
	業務実施体制	再委託状況	0	該当なし	0	0	0.2	0
事故及び不誠実な行為	過去1年以内の指名停止または文書警告	0	該当なし	0	0	0.2	0	
技術者評価	資格・実績等 ※1	資格要件 (技術者資格等)	0	該当無し	4	0	0.2	0
		資格要件 (技術者の継続的学習状況)	0	各団体推奨単位以下の1/2未滿取得	4	0	0.2	0
	専任性 ※2	手持ち業務数	0	手持ち業務の件数が当該業務を含めて5件以上	4	0	0.2	0
実施方針	実施方針	発注者で評価を行います	40	0	0.25, 0.5	0.5	0	
合 計					77			0

※1 管理補助技術者を配置する場合、「資格・実績等」は管理補助技術者が評価対象

※2 管理補助技術者を配置する場合、「専任制」は、補助対象者が評価対象

○求める技術者資格の分野

技術士等の国家資格に対する分野または資格名＝
RCCM等の民間資格に対する分野または資格名＝

総合評価支援システムに関するお問合せ先

宮城県建設工事等総合評価支援システム（操作方法等）
ヘルプデスクセンター
電話 050-3820-9928
受付時間 平日9時～17時30分（12時～13時を除く）
FAX 022-295-5005
E-mail : miyagihelp@efftis.jp

入札公告中の工事（設計図書等）に対する質問について

設計図書等に対する質問は、入札公告に記載の質問受付期間内に
電子入札システムにより提出願います。

宮城県総合評価落札方式の手引きに関するお問合せ先

宮城県 出納局 契約課 工事契約班
電話番号 022-211-3336

宮城県 土木部 事業管理課 技術企画班
電話番号 022-211-3187